



目指せカイゼンマイスター！
**～中小企業振興条例に基づく補助金
及び融資制度の広報に係る改善～**

経済部 産業振興課

1. 背景・現状

中小企業振興補助金と融資制度、
年々増え続ける利用件数・・・

<補助金>

H24	53件	6事業	¥14,846,200
H25	66件	8事業	¥36,965,500
H26	80件	9事業	¥50,829,500

<融資>

H24	175件	¥833,080,000
H25	222件	¥1,081,080,000
H26	146件	¥629,600,000

中小企業の活性化に役立っている、しかし・・・



2. 問題点

○ホームページ、チラシでは分かりづらい！

→電話による問い合わせ**増**

→結局窓口での説明に…



○担当者がひとりだけ！

→担当者の負担**増**

→対応に遅れが…



3. 取組内容～3つのカイゼン～

☆(1)ホームページをカイゼン

- ・15事業ある補助事業の詳しい資料を追加
 - 補助要件、手続き方法、提出資料などを明記
 - わざわざ窓口に来ていただく手間と時間を省略



☆ホームページをカイゼン！

～事業ごとの解説資料を追加～

人材養成事業	中小企業団体の経営者及び従業員のために研修を実施したとき。 中小企業の経営者及び従業員が市内(えひめ県)産業創造センター、新居浜市ものづくり産業振興センター、国及び県が設置した機関で研修したとき。 中小企業の経営者及び従業員が別に定める職種及び等級の技能検定試験を受験し、合格証書の交付を受けたとき。	事業費の100分の50以内、100万円限度
市場開拓事業及び催物等事業	中小企業団体が販路拡大のため物産の紹介、各種見本市等の催物を行ったとき。 中小企業者(団体)が新製品その他のものづくりブランド認定製品・技術の販路開拓のための事業を行ったとき。 中小企業者が共同受注を行うための組織を作り、商談会等の事業を行ったとき。	事業費の100分の50以内、100万円限度
先端機器導入事業	中小企業者(団体)が先端機器を導入したとき。	事業費のうち、100万円を超えた事業費の10分の5以内、200万円限度
雇用促進事業	中小企業者が新たに常時雇用する従業員を同時に2人以上(別に定める新規学卒者の場合は、1人以上)雇用したとき。	従業員1人につき10万円以内(パート5万円以内)60万円限度
福祉厚生施設設置事業	中小企業者が福祉厚生施設を設置したとき。	施設床面積(平均)1㎡当たり7,500円以内(1,000万円限度)
退職金共済事業	中小企業者が新たに退職金共済に加入し、掛金を納付したとき。	掛金年額の100分の20以内、1万2,000円(1人につき)

CLICK!!

詳細な説明資料はこちら [補助金説明資料 \[Excelファイル / 148KB\]](#)

補助金の申請は、随時産業振興課において受付をしています。業種等によって対象にならない場合や、補助項目によって、申請課までお問合せください。

- なお、新事業展開事業、新製品開発事業及び共同研究事業については、事業着手前にご連絡をいただければ幸いです。必要がありますので、予めご了承ください。新製品開発事業を申請予定の方で、これから研究開発を行う方には要があります。空き店舗活用助成事業についても工事着手前に事前計画書を提出してください。
- 補助金は、「中小企業振興審査会」において審査の上、交付することとなります。(例年3月に実施をしています。)

【必要書類】

- ①必要書類一式
 - ②口座振替依頼書
 - ③各制度に応じた添付書類
- 申請書等の書き方、各制度ごとの添付書類等詳細は産業振興課までお問い合わせください。

貼り付け
書式のコピー/貼り付け
クリップボード
フォント
配置
セルを結合して中央揃え
%

O31

19
20 **新居浜市中小企業振興条例施行規則**
21
22 (雇用促進事業に係る従業員の範囲)
23 第13条 条例第13条第1項に規定する新たに常時雇用する従業員は、雇用後90日間
24 以上本市に居住している者(住民基本台帳に記載されている者(出入国管理及び難民認
25 定法(昭和26年政令第319号)第19条の3の規定により在留カードの交付を受け
26 た中長期在留者を除く、第3項及び第15条において同じ)をいう。)でなければなら
27 ぬ。
28 2 条例第13条第1項に規定する雇用とは、前項に規定する従業員を引き続き1年以上
29 雇用することをいう。
30 3 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める新規学卒者は、本市の住民基本台
31 帳に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
32 (1) 市内に所在する中学校、高等学校、高等専門学校又は専修学校を新たに卒業した
33 者で、卒業後初めて雇用されたもの
34 (2) 市外に所在する高等学校に通学し、新たに卒業した者で、卒業後初めて雇用され
35 たもの
36
37 **補助対象要件・詳細**
38
39 ① 中小企業者(別表第1に定めるとおり)、中小企業団体(構成者の1/2が市内に事業所を有する)
40 ② 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く者
41 ③ 市税が完納されていること(法人、代表者)
42 ④ 従業員を新たに2名以上雇用し(1ヶ月のうちに)1年間継続して雇用したこと
43 ※ ただし、上記の網掛けの要件に該当する場合は、1名以上の雇いで1年間継続雇用した場合も補助対象。
44
45 **申請の時期**
46
47 ① 従業員を新たに2名以上(一定の要件を満たす場合は1人以上)雇用し、1年間継続して雇用した後
48
49 **提出書類**
50
51 ① 中小企業振興補助金交付申請書等(共通様式)
52 ② 法人登記簿謄本又は住民票抄本(原本)
53 ③ 定款又は規約(コピー)
54 ④ 納税証明書(市税)・・・法人と代表者の各1通(原本)
55 ⑤ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(ハローワークから送付)
56 ⑥ 雇用された者の住民票(本市に居住しているか確認)
57 ⑧ 倒産防止対策事業
58 ⑨ 人材養成事業
59 ⑩ 市場開拓事業及び催物等事業
60 ⑪ 先端機器導入事業
61 ⑫ 雇用促進事業

3. 取組内容～3つのカイゼン～

☆(2)事務をカイゼン

- ・係(商業・工業・労政)ごとに役割分担
→負担の分散、対応力向上！
- ・マニュアル作成
→対応の均質化！
- ・情報共有
→誰でも速やかに対応可能に！



☆事務をカイゼン ～マニュアルと情報共有～

マニュアル			
A	B	C	D
新居浜市中小企業振興補助金 Q&A集(事業所設置事業)			
入力日が不明のものについては、取扱い注意			
番号	内容	入力日	入力者
1	中古及び新設物件の購入も補助対象。また改設とは建て直しのこと。	不明	不明
2	「事業所設置」の付附属する施設は駐車場、トイレなど。ただし用地は対象外。(倉庫も可。ただし、きちんと倉庫として使用されているか確認を要する)	不明	不明
3	対象となる事業所は固定資産税評価額500万円以上(土地代は含まない。)なので、申請受付、相談の際は説明が必要。	不明	不明
4	個人(代表等)が建てて、会社に貸す場合は賃借になるので対象外である。	不明	不明
5	部分的な改設の場合は改設した部分の家屋固定資産税評価額が補助対象になる。	不明	不明
6	太陽光パネルを設置してもその部分は対象にならない。	不明	不明

1 ページ

マニュアル

D	E	F	G	H
相談日	相談方法	対象事業	内容	対応者
H27.4.6	来庁	事業所設置	H27年度4月～6月で新しい事業所を建設。(現在の事業所のそば。)百十四銀行から紹介されたとのこと。市へは百十四銀行からH27.3.24に相談あり。→H28年度新築家屋の評価(資産税支払)後、申請予定。	松原伊藤
H27.7.3	電話・訪問	事業所設置	H27年6月末完成。倉庫の新設。→H28年度資産税納付後、申請予定	宮崎伊藤
H27.7.6	来庁	事業所設置	新しく事業所を設置。(これまでは賃貸していたが、土地から購入)。納付済み。事業所の確認のために予定調整中。(未申請)	須藤伊藤
H27.9.14	来庁	事業所設置	今年8月に開業。司法書士の勧めで補助金の相談に訪れた。社屋の評価、固定資産税の課税もまだ、とりあえず資料がほしいとのことだったので概要を説明したうえで資料を手渡した。	宝田
H27.11.16	電話	事業所設置	自宅敷地内に生産施設を増設するかも？その際に使える補助金があるかという問い合わせ。→固定資産税評価額500万以上で申請頂けるメニューであることをお伝え。	伊藤
H28.1.20	来庁	事業所設置	観音原の既設の工場を購入し、事業所を設置した。何か補助金が利用できないか相談あり。→概要を説明して資料を渡した。	宝田

相談履歴

3. 取組内容～3つのカイゼン～

☆(3)関係機関との連携カイゼン

- ・金融機関に対しての補助金説明会
→中小企業への情報波及、助成制度の活用
- ・金融機関への情報提供
→補助金、融資制度への正しい理解
- ・関係機関との情報共有
→商工会議所、えひめ東予創造センター、
ものづくり人材育成協会などと連携



3. 取組内容～3つのカイゼン～ ☆関係機関との連携カイゼン

伊予銀への説明会 平成27年4月21日



ご清聴ありがとうございました。
がんばって年度末を乗り切りましょう！

ご安全に！！

